

問い合わせ先
保健福祉局保健医療部保険年金課
管理係 野中、福留
Tel:711-4235 Fax:733-5441

福岡市国民健康保険運営協議会からの答申について

1 答申日時

平成22年2月3日(水) 15:00～(場所:市長応接室)

2 出席者

【協議会側】尾形裕也会長

【福岡市側】吉田宏市長、井崎進保健福祉局長、恒吉香保子保健福祉局理事 他

3 答申内容

「平成22年度 福岡市国民健康保険事業の運営について」

(1) 一人当たり保険料

	答申	諮問	前年度比
医療分	57,741円	57,741円	(1,970円引上げ)
支援分	16,258円	16,258円	(1,970円引下げ)
(医療分+支援分)	73,999円	73,999円	(据置)
介護分	20,995円	20,995円	(762円引下げ)
合計	94,994円	94,994円	(762円引下げ)

(2) 賦課限度額

	答申	諮問	前年度比
医療分	50万円	50万円	(3万円引上げ)
支援分	13万円	13万円	(1万円引上げ)
(医療分+支援分)	63万円	63万円	(4万円引上げ)
介護分	10万円	10万円	(据置)

※ただし、賦課限度額にかかる政令が改正された場合

(3) その他

今後、高齢化の進展により医療費の増加が見込まれる中、国民健康保険事業の安定運営のため、保険料収入の確保や医療費の適正化など、財政健全化に向け、効率的かつ効果的な取組に努めるよう要望する。

4 国保事業の概要

(1) 予算規模

(単位:億円)

22年度 予算案 (A)	21年度 当初予算 (B)	増減 (A-B)
1,393	1,399	△6

(2) 被保険者数、医療費の推移

	18年度	19年度	20年度	21年度 (当初予算)	22年度 (予算案)
被保険者数(人)	360,846	361,027	356,937	357,400	359,400
伸び率(%)	1.33	0.05	▲1.13	0.13	0.56
一人あたり医療費(円)	267,875	283,379	287,320	294,705	303,371
伸び率(%)	3.23	5.79	1.39	2.57	2.94
総医療費(億円)	967	1,023	1,026	1,053	1,090
伸び率(%)	4.60	5.84	0.24	2.70	3.52

※老人保健医療受給者を除く。

(3) 保険料率(6月に賦課される保険料)の推移

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
均等割 保険料(円)	医療分	28,735	28,735	22,187	21,432	22,137
	支援分	—	—	6,548	7,303	6,598
	小計	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735
	介護分	9,051	9,051	9,001	8,623	8,396
	合計	37,786	37,786	37,736	37,358	37,131
世帯割 保険料(円)	医療分	33,217	33,217	25,450	24,825	25,703
	支援分	—	—	7,767	8,392	7,514
	小計	33,217	33,217	33,217	33,217	33,217
	介護分	7,551	7,551	7,429	7,163	6,963
	合計	40,768	40,768	40,646	40,380	40,180
所得割料率 (%)	医療分	14.88	13.01	9.68	8.31	6月確定
	支援分	—	—	2.81	2.94	
	小計	14.88	13.01	12.49	11.25	
	介護分	3.85	3.56	3.40	2.79	
	合計	18.73	16.57	15.89	14.04	

(4) 健全化に向けた取組

①収入の確保

収納率の向上のため、滞納処分や口座振替利用世帯の増加などの取組を強化する。

②医療費の適正化

特定健診・特定保健指導による生活習慣病の減少やジェネリック医薬品の普及を促進することなどにより、医療費の適正化を図る。



福運協第5号
平成22年2月3日

福岡市長 吉田 宏 様

福岡市国民健康保険運営協議会
会 長 尾 形 裕 也

平成22年度 福岡市国民健康保険事業の運営について (答申)

平成22年1月20日付け保年第1363号にて、貴職から諮問を受けた、平成22年度福岡市国民健康保険事業の運営について、慎重に審議を行った結果、次のとおり結論を得たので答申する。

記

1. 被保険者一人当たり保険料について

高齢化の進展により医療費が増加する一方で、経済情勢や雇用状況の悪化により、国民健康保険事業を取り巻く環境は非常に厳しい状況となっている。

かかる状況を踏まえ、平成22年度の一般被保険者医療給付費分に係る被保険者一人当たり保険料を、57,741円（前年度に比し、1,970円引上げ）とする諮問については、現下の経済情勢を勘案した場合、諮問どおり、57,741円とすることが適当である。

後期高齢者支援金等分に係る被保険者一人あたり保険料を、16,258円（前年度に比し、1,970円引下げ）とする諮問については、後期高齢者支援金等に係る収支見込額を勘案すると妥当であると認められるため、諮問どおり、16,258円とすることが適当である。

介護納付金分に係る被保険者一人当たり保険料を、20,995円（前年度に比し、762円引下げ）とする諮問については、介護納付金に係る収支見込額を勘案すると妥当であると認められるため、諮問どおり、20,995円とすることが適当である。

2. 保険料の賦課限度額について

医療給付費分保険料の賦課限度額を47万円から50万円に引き上げる諮問については、国の基準額が50万円に引き上げられる予定であり、中間所得世帯の保険料負担の軽減を図るため、諮問どおり50万円とすることが適当である。

後期高齢者支援金等分保険料の賦課限度額を12万円から13万円に引き上げる諮問については、国の基準額が13万円に引き上げられる予定であり、中間所得世帯の保険料負担の軽減を図るため、諮問どおり13万円とすることが適当である。

介護納付金分保険料の賦課限度額を10万円に据え置く諮問については、国の基準額どおりであるため、諮問どおり10万円とすることが適当である。

3. その他

今後、高齢化の進展により医療費の増加が見込まれる中、本市の国民健康保険事業の安定的な運営のため、市は保険料収入の確保や医療費適正化など、財政健全化に向け、効率的かつ効果的な取組に努めるよう強く要望する。



保年第1363号
平成22年1月20日

福岡市国民健康保険運営協議会
会長 尾形 裕也 様

記

福岡市長 吉田 宏

平成22年度 福岡市国民健康保険事業の運営について（諮問）

国民健康保険事業の運営につきましては、かねてより貴協議会のご指導、ご協力を
いただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

国民健康保険は国民皆保険制度の基盤をなすものとして、重要な役割を担っているところ
であります。高齢者や低所得者の加入割合が高く構造的な問題を抱えており、その財
政基盤は非常に脆弱なものとなっております。

本市の国民健康保険事業につきましては、今後も高齢化の進展等により医療費が一層増
大し、厳しい財政状況が見込まれるところであり、安定的な事業運営のため財政健全化に
向けた取組を強化してまいります。

平成22年度の事業の運営に当たり、経済情勢や雇用状況の急速な悪化等に鑑み、次の
とおり諮問いたしますので、ご審議のうえ、ご答申くださいますようお願いいたします。

1. 被保険者一人あたり保険料について

(1) 一般被保険者医療給付費分

平成22年度の一般被保険者医療給付費分にかかる保険料は、被保険者一人あたり
57,741円（前年度に比し、1,970円引上げ）とする。

(2) 後期高齢者支援金等分

平成22年度の後期高齢者支援金等分にかかる保険料は、被保険者一人あたり
16,258円（前年度に比し、1,970円引下げ）とする。

(3) 介護納付金分

平成22年度の介護納付金にかかる保険料は、被保険者一人あたり
20,995円（前年度に比し、762円引下げ）とする。

2. 保険料の賦課限度額について

(1) 医療給付費分

平成22年度の医療給付費分にかかる保険料の賦課限度額は、
50万円（前年度に比し、3万円引上げ）とする。

（ただし、賦課限度額にかかる政令が改定された場合）

(2) 後期高齢者支援金等分

平成22年度の後期高齢者支援金等分にかかる保険料の賦課限度額は、
13万円（前年度に比し、1万円引上げ）とする。

（ただし、賦課限度額にかかる政令が改定された場合）

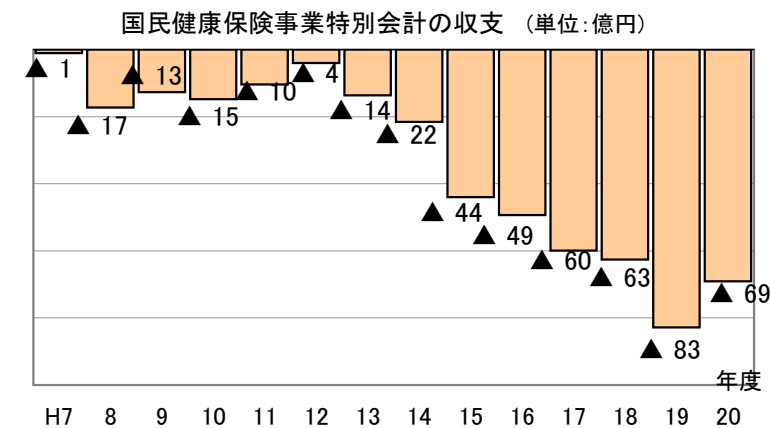
(3) 介護納付金分

平成22年度の介護納付金分にかかる保険料の賦課限度額は、
10万円（前年度に比し、据置）とする。

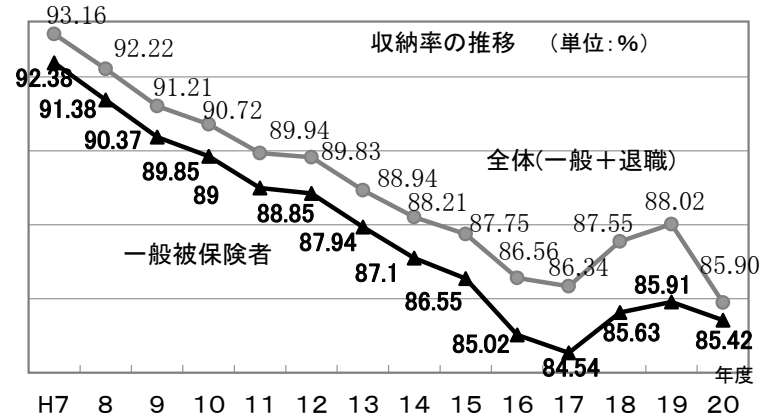
福岡市国民健康保険の財政状況

財政収支と保険料収納率

○平成7年度以降の赤字により
累積赤字は平成20年度決算で69億円



○収納率は平成8年度から低下、平成20年度は85.9%



国庫支出金等

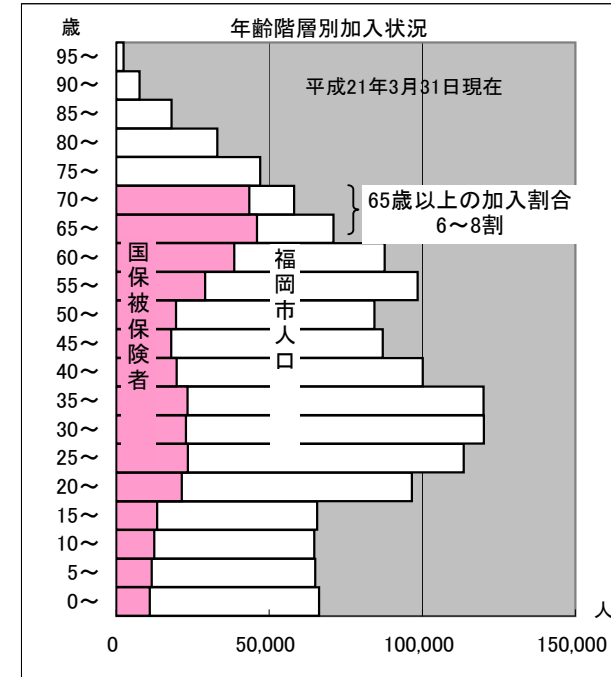
- 国庫支出金
 - 定率負担：保険給付費等の34%
 - 財政調整交付金(財政力の不均衡を調整)：保険給付費等の9%
 - ※国の予算総額
- 県支出金 ※平成17年度に導入
保険給付費等の7%
- 前期高齢者交付金 ※平成20年度に導入
65歳以上の被保険者の割合、給付費に応じてすべての被保険者間で行われる財政調整
- 本市国保の前期高齢者加入率：
25% (20年度)
→政令市中最低
→交付金が他都市に比較して少ない
- 療養給付費交付金
退職被保険者の給付費等に係る交付金

保険給付費等の50%

主な財源は、被用者保険が負担する拠出金

加入者(被保険者)

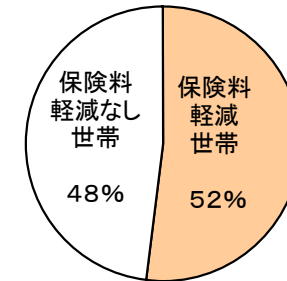
○高齢者が多く、今後も高齢化が進展



○低所得者が多く、財政基盤が脆弱

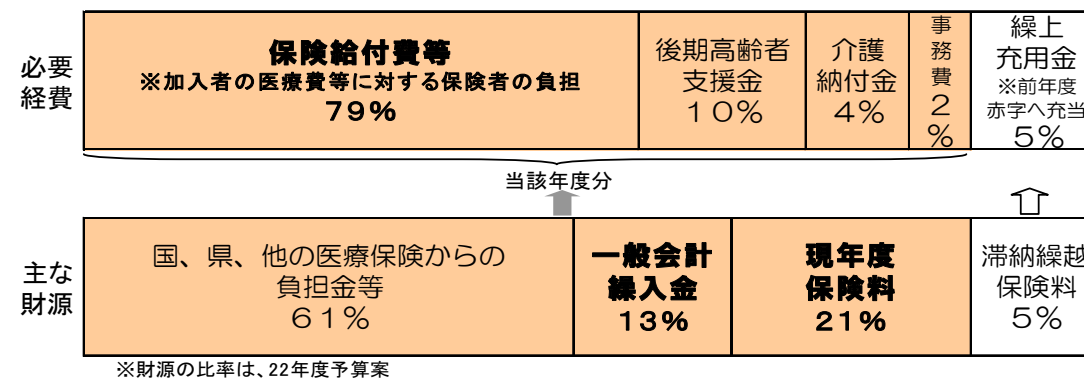
◎5割以上の世帯が保険料軽減(低所得)世帯

※首都圏の政令市は、保険料軽減世帯の割合が2~3割程度



※軽減世帯とは、前年中の所得が一定の基準を満たした場合、均等割保険料と世帯割保険料が7割、5割、2割の割合で減額されている世帯。

《福岡市国民健康保険の大まかな事業費と財源構成》



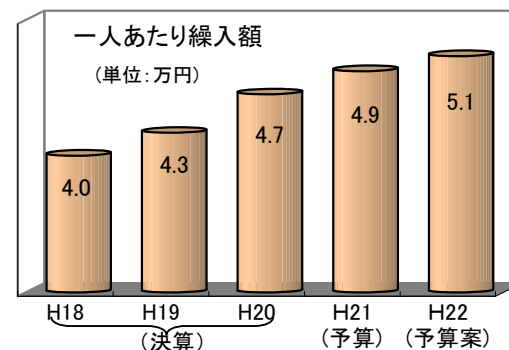
一般会計繰入金(市の負担)

○繰入金

医療費が増加する中、経済情勢や雇用状況を考慮し、一般会計から多額の繰入を実施 → 財政運営の安定、保険料負担増の緩和

◎平成22年度繰入金(予算案)

- ☆総額183.4億円(21年度比 7億円増)
- ☆保険料据置のために6億円を繰入
- ☆一人あたり繰入額は過去最高の5.1万円



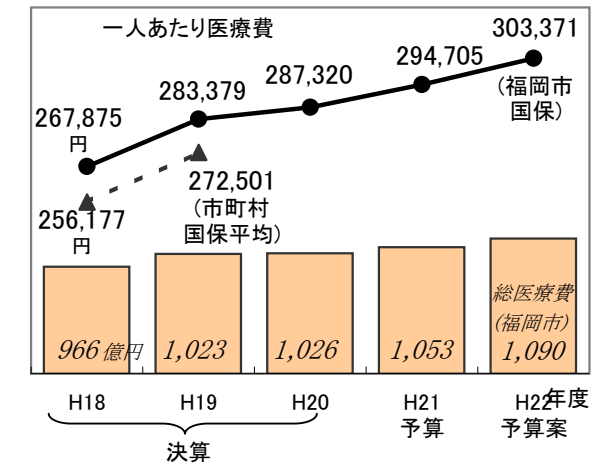
市は独自に
76.2億円
を繰入
(法定外繰入)
※総額の内数

一人あたり繰入額は、
政令市中
高い方から4番目
(20年度決算)

医療費

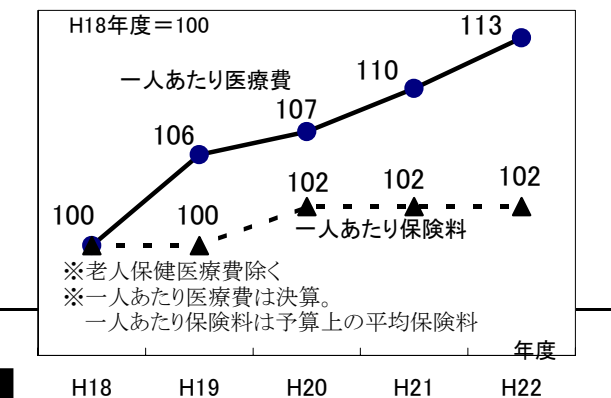
○医療費が高水準

総医療費と一人あたり医療費
(老人保健医療対象者除く)



○医療費の伸びに比べ、保険料は横ばい

一人あたりの医療費と保険料



保険料

○現年度保険料

・必要経費から保険料以外の収入を差し引いた残りで、予算上収支均衡のために必要となる保険料収入

○一人あたり保険料《運営協議会へ諮問》

・上記「現年度保険料」を被保険者数で割り戻した予算上の平均保険料

※平成22年度に賦課する保険料

- ・上記の現年度保険料を確保できるよう、保険料の収納率や減額、減免を踏まえて賦課総額を設定する。
- ・賦課総額は、均等割保険料、世帯割保険料、所得割保険料で構成される。
- ・均等割、世帯割、所得割の各保険料の料率(各世帯に賦課される保険料)は、条例により規定
- ・所得割料率(6月決定)は、加入する被保険者の総所得が高ければ低くなり、各世帯に賦課される保険料が低くなる。